

フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により  
業務用として製造、販売されたフロン類の回収が確認できない機器の

**引取りは禁止されました。**

### 対象となる機器

業務用の冷凍冷蔵機器・エアコンのうちフロン類が使われているもの



業務用除湿機



業務用冷水機



業務用冷蔵冷凍庫・ショーケース



業務用エアコン など

### ⚠️ お知らせ ⚠️

フロン類充填回収業者が発行する引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることが確認できた対象の機器や対象外（家庭用として製造・販売された）機器は引取ることができますが、対象機器か対象外機器について、くりりんセンターではお調べできませんのでご自身で、メーカーや販売店にお問合せ下さい。

(銘板〈シール〉に「第一種特定製品」と書いているものは、対象機器です。)

⚠️ **くりりんセンターでの引取りは、ご家庭で使用した場合に限ります。** ⚠️  
(事業活動で使用していた場合は、産業廃棄物処理業者にご相談ください)

※注意※

違反した場合には **50万円以下の罰金**が科せられます。